

---

# 全国小水力利用推進協議会のご案内

---

2020 年度

全国小水力利用推進協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うとともに、小水力利用事業の普及発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的として2005年7月16日に発足した団体（法人格を持たない任意団体）です。

- (1) 役員等…………… p. 2
- (2) 連携している各地域団体…………… p. 3
- (3) 2020 年度事業計画 …………… p. 6
- (4) 2020 年度事業収支予算 …………… p. 8
- (5) 規約…………… p. 9

## 全国小水力利用推進協議会 事務局

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第三高橋ビル 8 階

電話 03-5980-7880、ファクス 03-5980-7065

メール [info@j-water.org](mailto:info@j-water.org)、ホームページ <http://www.j-water.org>

## (1) 役員等

### ■ 役員

役職	氏名	肩書等
会長	愛知 和男	元衆議院議員、元環境庁長官
副会長	竹村 公太郎	公益財団法人リバーフロント研究所理事長、 元国土交通省河川局長
代表理事	上坂 博亨	富山県小水力利用推進協議会副会長 富山国際大学現代社会学部教授
理事	市森 友明	富山県小水力利用推進協議会会長、 株式会社新日本コンサルタント代表取締役社長
	入岡 利成	愛媛県自然エネルギー利用推進協議会
	金田 剛一	ハイドロ・エコロ技術士事務所
	後藤 眞宏	(国開) 農研機構 農村工学研究部門
	小林 久	茨城大学名誉教授
	田中 忠親	元イーメル工業株式会社東京支店 技師長
	中島 大	一般社団法人小水力開発支援協会代表理事
	服部 乃利子	(特非)アースライフネットワーク専務理事 (静岡県)
	堀内 道夫	株式会社光と風の研究所所長、 静岡大学客員教授
	前田 典秀	NPO クリーンエネルギー・フォーラム理事長
	松尾 壽裕	一般社団法人小水力開発支援協会理事
	丸山 幹夫	長野県小水力利用推進協議会副会長、 NPO 地域会議副理事長
	三沢 眞一	新潟県小水力利用推進協議会会長
	渡部 昭心	三峰川電力株式会社事業開発部長
監事	石井 洋志	ぐんま小水力発電推進協議会事務局
	中込 秀樹	山梨県小水力利用推進協議会副会長、 株式会社秀建コンサルタント代表取締役

(五十音順)

### 特別顧問

岩井 國臣	大河原 まさこ	加藤 修一	篠原 孝	福島 みずほ
古川 禎久	谷津 義男	吉井 英勝		

(五十音順)

### 顧問

沖 武宏	菊沢 正裕	古賀 康正	戸川 裕昭	星野 恵美子
洞口 幸男	森 武昭			

(五十音順)

## (2) 連携している地域団体

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人北海道再生可能エネルギー振興機構	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西5-6-1 ストークマンション札幌205号室	011-223-2062
富良野地域小水力発電普及協議会	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1-1 富良野市総務部市民環境課環境係	0167-39-2308
北東北小水力利用推進協議会	〒0185-421 秋田県鹿角市十和田大湯字下ノ湯 7番地1株式会社西村林業内	0186-37-3091
山形県小水力利用推進協議会	〒996-0025 山形県新庄市若葉町1-39-B もがみ自然エネルギー株式会社内	
NPO 会津みしま自然エネルギー研究会	〒969-7516 福島県大沼郡三島町大字大登字寺沢 1051番地2	
栃木県小水力利用推進協議会	〒325-0054 栃木県那須塩原市新朝日5-35 NPO 法人那須地域地球温暖化協議会内	0287-62-0768
ぐんま小水力発電推進協議会	〒370-3531 群馬県高崎市足門町693-1 有限会社石井設備サービス内	027-372-2839
新潟県小水力利用推進協議会	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町10-2 技術士センターI NPO 法人美しい緑、水辺、大地を考えるフォーラム内	025-281-1911
富山県小水力利用推進協議会	〒930-0857 富山県富山市奥戸新田1-23 NiX 株式会社新日本コンサルタント内	076-464-6520
福井小水力利用推進協議会	〒918-8525 福井市花堂北1丁目7番25号 株式会社サンワコンエネルギー開発部内	0776-32-6163
山梨県小水力利用推進協議会	〒409-3841 山梨県中央市布施2308 株式会社セントラル・ニューテクノロジー内	055-267-8160
長野県小水力利用推進協議会	〒381-2204 長野県長野市真島町真島792-1	026-217-8288
岐阜県小水力利用推進協議会	〒509-7123 岐阜県恵那市三郷町野井133-32 NPO 法人地域再生機構 内	
NPO 法人アースライフネットワーク (静岡県温暖化防止対策センター)	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町12-5 丸伸ビル2F	054-271-8806
なばり自然エネルギー推進協議会	〒518-0747 三重県名張市梅が丘北2-162	0595-64-4453
関西広域小水力利用推進協議会	〒600-8211 京都府京都市下京区梅湊町83-1 京都市市民活動総合センター2階 メールボックスNo.31	080-7051- 5830

吉野小水力利用推進協議会	[事務局] 〒631-0004 奈良県奈良市登美ヶ丘 4-4-16 (宮本方)	090-6666-6153
東吉野小水力利用推進協議会	〒633-2433 奈良県吉野郡東吉野村三尾 596 番地 (上田方)	
岡山県小水力利用推進協議会	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 1-6-7 NPO 法人おかやまエネルギーの未来を考える会内	086-232-0363
中国小水力発電協会	〒730-0051 広島県広島市中区大手町 4-7-3 J A 広島中央会農政営農部内	082-243-6754
一般社団法人徳島地域エネルギー (徳島小水力利用推進協議会)	〒770-0935 徳島県徳島市伊月町 1-32 徳島県土地改良会館 5F	088-624-8375
愛媛県自然エネルギー利用推進協議会	〒791-3142 愛媛県伊予郡松前町上高柳 508-8 キカイ・ジャパン合同会社内	089-908-4363 (キカイ・ジャパン)
一般社団法人小水力協議会 (高知小水力利用推進協議会)	〒782-0003 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185 高知工科大学地域連携棟 302	
福岡県小水力利用推進協議会	〒838-0023 福岡県朝倉市三奈木 2185-1 株式会社パソコンタイム 内	0946-21-7007
熊本県小水力利用推進協議会	〒862-0912 熊本県熊本市東区錦ヶ丘 31-14 別棟 2F NPO 法人くまもと温暖化対策センター内	096-356-4840
鹿児島県小水力利用推進協議会	〒890-0064 鹿児島市鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号	099-256-2666

### (3) 2020 年度事業計画 (総会決議より一部省略、事業期間 2020 年 5 月～2021 年 4 月)

#### 全体方針

本協議会としては今年度は、見直しが予定されている固定価格買取制度に対し、特に出力 1,000kW 未満の小水力開発における FIT 継続の必要性を要望、主張するとともに、系統連携制約の解消に向けた要望を継続して提出していきます。重要行事である小水力発電大会（富山大会）については新型コロナの影響により次年度（2021 年度）に延期となりましたが、引き続き次年度にむけての支援を推進します。教育研修事業においては、今後の発電所増加に向けた地域人材育成にむけてカリキュラムの見直しをはかるとともに、ボランティア体制からの脱却と収益事業化を推進していきます。また国際化推進事業として、情報交換、相互交流、会員への情報提供を進めるとともに、9 月に台湾での開催される小水力のイベントへの本会としての参加を目指します。

#### 1. 政策・具現化推進事業

2020 年に大幅な見直しが予定されている固定価格買取制度に対して、エネ庁の委員会等で、とくに出力 1,000kW 未満の小水力開発における FIT 継続の必要性を要望、主張するとともに、FIT 要件や脱 FIT に向けた政策のあり方について分析・検討を進め、意見を表明します。

系統連系制約の解消に向けた要望を継続します。とくに、地域間連系や送電系統の増強が配電系統の接続手続きにまで影響する現状を問題視して、送電系統の接続ルールと配電系統の接続ルールを分けて議論すること、中でも配電系統接続の検討を早急に開始すべきであることを、継続して主張、要望します。また、技術的観点からは、系統連系の技術要件等を定めている電技解釈（電気設備技術基準とその解釈）及び系統連系規程（JEAC9701-2019）に、小水力発電にとって不合理、非合理的なルールなどが多々あり、小水力発電普及の障害となっていることを主張し、電技解釈及び系統連系規程の根本的な見直しを、継続して要望します。また、会員に対して急テンポで進行する政策検討の状況を迅速に伝達できるようにするとともに、要望・主張に会員の意見を反映する方法・仕組みの検討・導入に努めます。

#### 2. 教育研修事業

教育研修事業を通じて小水力発電の普及拡大をはかること、とりわけ地域での担い手を育成することが当協議会の重要な役割です。今後地域の発電所が増加することに合わせて、計画、建設、運転管理等の担い手育成に役立つよう、カリキュラムを見直していきます。また、これを収益事業の柱として育てていくことも重要と考えます。そのために、ボランティア講師への依存を減らし、講師料を支払ったうえで収益も確保できる安定的な体制づくりを目指します。

今年度の具体的活動としては、受託事業を着実に実施しながらノウハウを蓄積します。また、その一方で地域団体や会員企業の意見を伺いながら、教育研修事業のカリキュラムやその実施プログラムに関する今後の戦略を立案します。

#### 3. 情報・交流事業

毎年開催している「小水力発電シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染拡大のため、健康と安全を考慮し、開催中止といたしました。

全国小水力発電大会についても新型コロナウイルスの影響を受けて、富山大会「“水の王国とやま” から発信する小水力発電の未来」は 2021 年 10 月 28 日～30 日予定へ開催延期といたします。2021 年度の開催に

向けて富山大会実行委員会と協力して大会開催を支援してまいります。展示会については、次回の「地球温暖化防止展」が2021年5月開催予定であることから、2021年度事業として対応をする予定です。それ以外の出展予定はありません。

データベース及びホームページについては、必要に応じて微修正を加えつつ、運用します。

事例集については、「小水力発電事例集2020」を年内に発行します。事例集の内容、販売促進などについて、検討していきます。

メディア連携は、これまでの相手先との連携を継続するとともに、新たな連携先があればネットワークを広げていきます。

#### 4. 地域団体連携事業

小規模な地域小水力発電事業における初期費用捻出に関する課題解決や、構築費用削減にむけてのコスト構造把握などのために、用水路での小規模発電を事例にして低価格化に関する技術的情報交流を支援していきます。また、将来の再エネ導入量の把握やVirtual Power Plant等の基礎資料となり得るデータとして、地域小水力発電所の稼働量調査すすめるべく地域団体間での情報連携を支援をしていきます。

#### 5. 国際交流事業

2018年度から、台湾の民間団体（臺灣環境公義協会）との交流が始まり、小水力発電の普及を目指す目的は共通していることから、2019年7月にMOU（相互協力の覚書）を締結しました。今後も情報交換、相互交流などを目指します。また、会員への情報提供、9月に台湾での開催される小水力のイベント（第三回台湾小水力発電論壇）へ参加を目指します。

#### 6. 組織運営

当協議会が行ってきた政策提言や事業化基盤造成が結実して、地域での小水力発電建設が活発化してきました。水力発電は50年、100年、それ以上にわたって継続する息の長い事業です。これからは、新規建設を支援する一方で、長期的支援体制を確立するために、地域発電所から頼りにされる全国団体として継続してゆく経営基盤の確立が課題となります。ボランティア理事と有給実務者が円滑に業務遂行する体制づくりも必要です。有償で委託している事務局業務に関する評価も欠かせません。

そこで今年度は、既に記したように、教育研修事業や情報・交流事業での収益基盤構築を目指します。また、地域から頼りにされる力を持つよう、引き続き政府関係者や業界関係者とのネットワーク構築を進めます。組織体制としては、ボランティア役員、とくに地方在住者の負担軽減や負担の均等化を図るよう、ネットの有効利用などを進めるとともに、担当理事の権限や意志決定方法の明確化を進めます。合わせて事務局業務の監督体制に関する検討も行います。

#### (4) 2020 年度事業収支予算

(金額は千円)

項 目	支出	収入	備 考
1. 政策・具現化推進事業 ・他団体連携事業費 ・具現化推進委員会 ・2030 目標立案達成事業 ・土木事故・リスク研究会 ・その他政策・具現化事業費	100 100 100 10 200	100	諸会費等 旅費負担金収入・旅費 会議費・旅費・諸会費等
2. 教育研修事業 ・セミナー・研修会・講師派遣	530	2,000	受講費収入、旅費、謝金等
3. 情報・交流事業 ・小水力発電シンポジウム ・全国大会 ・展示会出展 ・データベース整備 ・ホームページ整備 ・事例集 ・メディア連携事業 ・その他広報・イベント事業	0 800 0 300 250 3,057 10 10	0 0 0 0 0 3,500 0 0	中止 協賛費 延期 アルバイト代 ウェブ関係費用 販売収入、送料 諸費用 諸費用
4. 地域団体連携事業 ・地域団体連携費全般	105	0	スタッフ等旅費、会議費等
5. 国際交流事業 ・国際交流事業費全般	50	0	通信費等
5. 組織運営 ・組織運営に関わる会議開催 ・ニュースレター ・会費等収入 ・事務局運営費	540 270 0 5,868	0 0 6,700 0	総会・理事会 印刷製本費、送料 会費収入、寄付金収入 家賃、事務局人件費その他
事業外収支 ・雑収入 ・予備費 ・繰越金・予備費	0 0 2,908	0 0 2,908	
合 計	15,208	15,208	

# 全国小水力利用推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、小水力利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を東京都豊島区巣鴨2-11-4に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の3種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した個人および団体
- (3) 情報会員 協議会から情報を受け取るために入会した個人および団体

2 会員は以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員 入会金 2,000 円、年会費 10,000 円
- (2) 団体正会員 入会金 10,000 円、年会費 50,000 円
- (3) 個人賛助会員 年会費 3,000 円（入会金なし）
- (4) 団体賛助会員 年会費 5,000 円（入会金なし）
- (5) 情報会員の会費は提供する情報に応じて事務局長が定め、理事会の承認を受ける

(理事)

第6条 協議会に理事をおく。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 理事の任期中に新たな理事を追加した場合、追加した理事の任期は他の理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上30人以内とする。
- 6 理事の報酬は原則として無給とする。ただし会長は、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事に給与を支給することができる。
- 7 理事が退任を希望した場合、理事会に文書で退任届を提出し、退任することができる。



(代表理事)

- 第7条 代表理事は協議会を代表し、理事会の決定にもとづいてその業務を総理する。
- 2 代表理事は理事の互選によって1人を選任する。  
代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 任期途中で代表理事が退任し新たな代表理事が選出された場合、新任者の任期は前任者の任期満了までとする。
  - 5 代表理事の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。
  - 6 代表理事に事故があった場合、他の理事がその職務を代行する。
  - 7 前項の規定により代表理事を代行する順位は、あらかじめ理事会で決議する。

(理事会)

- 第8条 理事会は代表理事が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば代表理事が招集しなくとも開催することができる。
- 2 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
  - 3 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(会長および副会長)

- 第9条 協議会は総会の議決により会長および副会長を置くことができる。
- 2 会長・副会長は理事会の同意のもとで、会を象徴するものとして活動を行う。
  - 3 会長・副会長は協議会の代表権を持たない。
  - 4 会長の人数は1人以内、副会長は4人以内とする。
  - 5 会長・副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、総会の議決により任期を短縮することができる。
  - 6 理事が会長または副会長を兼任することを妨げない。
  - 7 会長・副会長の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で理事会の議決により支給することができる。

(監事)

- 第10条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。
- 2 監事は、総会において選任する。
  - 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
  - 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
  - 5 監事的人数は1人以上3人以下とする。
  - 6 監事は会長・理事を兼務することはできない。
  - 7 監事の報酬は原則として無給とする。ただし、あらかじめ総会で議決した上限金額の範囲内で監事に給与を支給することができる。

(顧問)

- 第11条 協議会は顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会の議決により選任する。

(総会)

第12条 総会は代表理事が主催し、議長となる。

- 2 代表理事は毎年1回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に臨時総会を開催することができる。
- 3 理事の過半数の求めがあった場合、代表理事は臨時総会を開催しなければならない。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の3分の1の出席(委任状を含む)により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員(委任状を含む)の過半数をもって行う。

(入会)

第13条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第14条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 個人会員の本人が死亡したとき
  - (2) 団体会員である団体が消滅したとき
  - (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

(除名)

第15条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 理事会は理事の中から事務局長を任免する。
- 3 事務局長は事務局を総理する。
- 4 代表理事は事務局長を監督する。

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(規約の変更)

第18条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員(委任状を含む)の3分の2の賛成による議決を要する。

(解散)

第19条 協議会の解散は、総会において正会員総数の3分の2により議決(委任状を含む)する。

(附則)

第20条 協議会設立直後の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から翌年5月31日までとする。

- 2 協議会設立時の会長および副会長は、第10条第2項および第11条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。
- 3 2013年6月1日から始まる事業年度は、2013年7月27日に行った本規約第18条の改正にともない、2014年4月30日までとする。